

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者への民間金融機関からの 経営支援についての県知事からの要請

〔令和2年4月17日〕
商工労働局

1 要旨

新型コロナウイルス感染症による影響を受けている事業者への資金繰り対策に、一刻も早く対応するため、県制度融資取扱金融機関26機関に対して、速やかな経営支援について令和2年4月15日付けで協力要請を行った。

また、特に4機関に対しては、知事がWEB会議を通じて直接要請を行った。

あわせて、県内事業者に対し、資金繰り対策に当たっては、取引先金融機関にも躊躇なく相談し、その支援を事業活動の維持・継続に役立てていただくよう知事メッセージとして発信した。

2 要請の背景

新型コロナウイルス感染症による影響を受けている事業者への支援は、日本政策金融公庫において実質無利子・無担保となる融資が講じられているものの、相談や申し込みが集中していることから、全国知事会を通じた要望により、民間金融機関を通じた実質無利子・無担保融資についても国において、予算措置が講じられようとしているところである。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響による経営破綻も生じ始めており、資金繰り対策による事業者への経営支援は、その従業員の雇用を守るうえでも一刻の猶予もない状況である。

このため、国等による支援が行き渡る前に、県内事業者の経営が行き詰まることのないよう、影響を受けている事業者に対する融資等による速やかな経営支援について、知事から民間金融機関に対して要請したものである。

3 要請の要旨（全文は別紙のとおり。）

・各取引先事業者の資金繰りなどの経営状況について積極的に把握するとともに、その状況に応じた融資等の金融支援を弾力的かつ速やかに行うこと。

・融資に当たっては、県制度融資のセーフティネット4号、5号、危機関連保証適用の資金の利用も積極的に対応するとともに、今後国が予定している実質無利子融資への借換支援の適用にも配慮すること。

・また、支援における融資の条件等については、現在置かれている社会的な危機的状況に鑑み、特段の配慮を行うこと。

4 WEB会議の概要

(1) 日 時 令和2年4月15日（水）14：00～14：20

(2) 場 所 知事は北館2階第1会議室で対応

(3) 議 題 要請書に基づく知事から民間金融機関への要請等

(4) WEB会議参加者

広島銀行	代表取締役頭取	部谷 俊雄 様
もみじ銀行	取締役頭取	小田 宏史 様
広島信用金庫	理事長	武田 龍雄 様
広島市信用組合	理事長	山本 明弘 様

5 県内事業者へのメッセージの要旨（全文は別紙のとおり。県ホームページに掲載済）

・資金繰り対策に当たっては、国及び県の融資制度のみならず、幅広く取引先金融機関にも躊躇なく相談いただき、その支援を事業活動の維持・継続に役立てていただきたいこと。

・資金繰りや雇用などの相談に経営指導員が対応する相談窓口を県及び各商工会議所・商工会に設置しているので、お困りごとのご相談に、是非ご利用いただきたいこと。

令和2年4月15日

広島県制度融資取扱金融機関の長 様

広島県知事 湯崎 英彦

新型コロナウイルス感染症による影響を受けている
事業者への経営支援について（依頼）

現在広島県は、「感染拡大警戒地域」に入ったと考えられており、県民の皆様のご命と健康を守るためには、感染拡大防止に向けた県民及び事業者の皆様お一人お一人のご理解とご協力が必要です。

このため、新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大防止に向け、県として感染拡大警戒宣言を行い、県民の皆様及び事業者の皆様へ4月13日から5月6日までの間、人的な接触を低減することなどについてをお願いを行ったところです。

こうした中、県や経済団体の相談窓口寄せられている事業者の皆様からのご相談は、その多くが資金繰りに関する悩みであり、感染の拡大が懸念される中、今後ますます事業活動への影響も心配される所があります。

資金繰り対策については、これまでの国の対策により日本政策金融公庫において実質無利子・無担保となる融資が講じられているものの、相談や申し込みが集中していることから、さらに支援の効果を上げるために民間金融機関も通じた融資について全国知事会を通じて要望し、現在国において、そのための予算措置が講じられようとしています。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響による経営破綻も生じ始めているところであり、資金繰り対策による事業者への経営支援は、その従業員の雇用を守るうえでも一刻の猶予もないものと憂慮しております。

このため、現在の危機的な状況に鑑み、国等による支援が行き渡る前に、県内事業者の経営が行き詰まることのないよう、貴行取引先事業者に対する融資等による速やかな経営支援について、次のとおり格段の対応とご配慮をお願いいたします。

- ・各取引先事業者の資金繰りなどの経営状況について積極的に把握していただくとともに、その状況に応じた融資等の金融支援を弾力的かつ速やかに行っていただくこと。
- ・融資に当たっては、県制度融資のセーフティネット4号、5号、危機関連保証適用の資金の利用も積極的に対応いただくとともに、今後国が予定している実質無利子融資への借換支援の適用にもご配慮いただきたいこと。
- ・また、支援における融資の条件等については、現在置かれている社会的な危機的な状況に鑑み、特段の配慮をお願いしたいこと。

令和2年4月15日

県内事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症による影響を受けている
事業者への経営支援について

現在、県や経済団体の相談窓口寄せられている事業者の皆様からのご相談は、その多くが資金繰りに関する悩みであり、感染の拡大が懸念される中、今後ますます事業活動への影響も心配されます。

資金繰り対策については、これまでの国の対策により日本政策金融公庫において実質無利子・無担保となる融資が講じられているものの、相談や申し込みが集中していることから、さらに支援の効果を上げるために民間金融機関も通じた融資について全国知事会を通じて要望し、現在国において、そのための予算措置が講じられようとしています。

また、新たな国の予算案においては、民間金融機関の信用保証付き既往債務を実質無利子融資に借換可能とする支援も盛り込まれる予定となっています。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響による経営破綻も生じ始めているところであり、資金繰り対策による事業者の皆様への経営支援は、従業員の雇用を守るうえでも一刻の猶予もないものと憂慮しております。

このため、国等による支援が行き渡る前に、経営が行き詰まることのないよう、県内の民間金融機関に対し、融資等による速やかな経営支援の格段の対応について、添付のとおり協力をお願いしたところです。

つきましては、資金繰り対策に当たりましては、国及び県の融資制度のみならず、幅広くお取引先の金融機関にも躊躇なくご相談いただき、その支援を事業活動の維持・継続にお役立ていただきますようお願いいたします。

併せて、資金繰りや雇用などの相談に経営指導員が対応する相談窓口を県及び各商工会議所・商工会に設置しておりますので、お困りごとのご相談に、是非ご利用いただきますようご案内いたします。

広島県知事 湯崎 英彦